

3.2.8 地域の環境に係る方針等の状況

3.2.8.1 環境基本計画等の状況

(1) 松本市環境基本計画

①計画策定の目的

平成 10 年(1998 年)3 月に制定された「松本市環境基本条例」は、良好な環境の将来にわたっての維持、地球環境保全や人と自然との共生の視点から、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的として、3 つの基本理念を掲げています。

「松本市環境基本計画」は、この理念の実現を目指して、本条例に基づいて策定されるもので、本市の環境の保全及び創造を市民、事業者、滞在者、そして行政が協力して総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

[松本市環境基本条例の基本理念]

1. 本市の恵まれた環境の保全・良好な環境の確保と維持

本市の恵まれた環境を保全し、健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともに、この環境を将来にわたって維持します。

2. 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

人と自然が共生することができ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築するために、市、事業者、市民等が役割分担をして、自主的・積極的に行動します。

3. 地球環境保全の取組み

日常生活や身近な環境が地球環境と深く関わっていることを認識し、日常生活や通常の事業活動において、地球環境に配慮した行動をとります。

②計画の位置付け

「松本市環境基本計画」は、「松本市環境基本条例」の規定に基づき策定されるものです。環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱を定めるとともに、環境への配慮の指針を定め、市政の基本方針を示す松本市総合計画の環境面での実現を支えるものです。また、市の各種計画の環境面での基本となるものです。

③計画の期間

「松本市環境基本計画」の期間は、平成 23 年度(2011 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までとします。急激な社会情勢の変化や環境技術の発展、新たな環境問題の発生等により、計画見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

また、計画に掲載する指標・目標値で、平成 32 年度(2020 年度)の目標値が設定されていないものについては、進行管理を実施しその結果を評価・検証するなかで、適正な目標値の設定をその都度行います。

④計画の範囲

「松本市環境基本計画」が対象とする地域は、本市全域とします。

対象とする環境の範囲は、地球環境、循環型社会、生活環境、自然環境、快適環境とします。

また、これらの他に計画推進のために共通する取組みをあげます。

表 3.2.8-1 松本市環境基本計画における対象とする環境の範囲

地球環境	低炭素型地域づくりの推進、車優先社会からの転換、松本市地球温暖化対策実行計画の推進
循環型社会	ごみ減量の推進、農林業の推進
生活環境	公害の防止と対策、廃棄物の適正処理の推進、生活環境基盤の整備
自然環境	野生動植物の保全と対策、自然とのふれあいの推進
快適環境	松本らしい景観・文化の保全と創出、緑化と美化の推進 親しめる水辺の創出
計画推進のために 共通する取組み ～環境教育の充実～	意識改革への取組み、学校や事業所への普及促進、体制づくり

(2) 山形村環境基本計画

山形村では平成 15 年 1 月に、自然と人が共生し、良好な環境保全と創造を推進するため「環境基本条例」を制定し、その行動計画ともいえる「環境基本計画」を平成 18 年 3 月に策定しました。

平成 18 年度からの 5 年計画で策定したこの計画も、平成 22 年度で最終年度をむかえました。

そこで、山形村環境審議会では昨年 10 月から 5 回にわたる策定検討会議を行ない、「環境基本計画」の検証と見直しについて議論を重ねてきました。その結果、平成 23 年度を初年度とし、目標年度を平成 27 年度と定めた 5 年間の『第二次環境基本計画』を策定しました。

①第二次環境基本計画で取り組むべき課題

○生活環境

- ・公害防止のための断続的な取り組み
- ・なろう原公園など地域の公園を住民自らが持続的に維持・管理していける体制の整備
- ・不法投棄の防止

○農村環境

- ・グリーン・ツーリズムの更なる推進
- ・春先の土ぼこりやスプリンクラーの飛散対策

○自然環境

- ・アレチウリなど外来種の繁殖の抑制
- ・ささゆりなど稀少生物の保護
- ・有害鳥獣対策
- ・森林の整備と地域材の利用

○地球環境

- ・太陽光発電装置やペレットストーブの普及
- ・公共交通の利用促進
- ・3R(リデュース, リユース, リサイクル)の促進

○環境学習や自主的な取り組み

- ・地域による環境保全体制の構築
- ・環境学習の充実
- ・環境基本計画の運用

②計画の目指す環境像と基本施策

○安全で快適な生活環境の整備

山形村では上下水道等の生活基盤に関しては既に一定の整備がされています。幸いにもこれまで深刻な環境問題は発生していませんが、今後は、これらの施設の適切な維持管理及び、運用に努め、公害の未然防止に取り組んでいきます。

○魅力的な農村環境の創造

山形村は他に誇る豊かな農村環境を有しています。近年は村内の宅地化に伴い、農家と非農家の混住化が進んでいます。農村環境の保全のために農家と非農家が相互理解し、地域が一体となった取り組みを支援します。

○豊かな自然環境の保全

豊かな自然は多様な生物を育てています。とくに山林は緑のダムと呼ばれているように水源をかん養するなど、私たちに多くの恩恵をもたらしてくれます。一方で、本来の生態系を破壊する外来生物や農業に被害をもたらす有害鳥獣などに対し、自然を守り、自然と調和のとれる対策を実施します。

○持続可能な循環型社会の構築と地球環境保全

地球環境問題の解決のために私たちの身近な生活の中で取り組めることがあります。村では太陽光発電装置やペレットストーブなど新エネルギー設備の設置に対して補助制度を実施しています。また、私たちの日常生活から発生する廃棄物の処理も大きな課題です。ごみ処理計画の長期的な推進やごみの排出量削減に配慮した生活スタイルへの転換に取り組めます。

○自発的な保全活動の推進

村内の環境保全のためには、行政だけでなく、村民や事業者・滞在者などが一体となって自発的な取り組みを行なっていく必要があります。村民による自発的な環境保全活動を支援します。

(3) 朝日村環境基本計画

①計画策定の主旨

朝日村では、朝日村環境基本条例第6条に基づき、平成15年に策定された朝日村環境基本計画により、各種の環境プロジェクトを実施してきました。しかし策定後10年以上を経て、現在の環境情勢を展望し、また、朝日村第5次総合計画で示された地域づくりの方針を踏まえて見直すものとして、朝日村第2次環境基本計画を策定します

②計画の位置づけ

朝日村第2次環境基本計画は、朝日村第5次総合計画で示された環境施策を、より具体的に実現していく指針となるものです。また、第三次長野県環境基本計画との整合性も図ります。計画期間は、平成28年度から平成30年度の3年間です。

③環境施策の体系



(4) 松本市一般廃棄物処理実施計画(平成 28 年度)

①目的

当該計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号、以下「法」という。)第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 4 条の規定に基づき、平成 28 年度における一般廃棄物の処理実施計画を策定するものです。平成 20 年 10 月に策定した松本市一般廃棄物処理計画(平成 23 年 10 月に目標値等を波田地区との合併後の数値に見直し)の推進及び実施のために、平成 28 年度のごみの減量及び資源化並びに適正な処理に関する必要な事項を定めます。

②一般廃棄物の排出抑制ため方策に関する事項

○一般廃棄物の減量及び資源化ため方策

市民、事業者及び行政がそれぞれの責任を明確にしてごみの減量、ごみの分別収集の徹底、再資源化等を進めることにより循環型社会の実現を目指します。

○最終処分場延命化のため方策

最終処分場への搬入量を削減し、施設延命図ります。

○環境美化のため方策

市民・各種団体の協力もと環境美化運動に努め、取り組みを通じ、ごみの減量やリサイクルについての意識向上を図ります。

○関係団体等

市と関係機関が一体となり、各種活動を展開し「今できること、今からできること、これからできること」を実践して、ごみの減量、住みよい環境づくりを目指します。

○ごみ処理有料化の取組について

有料化は、ごみ減量への有効な手段の一つですが、市民生活の経済的安定の確保を優先し、当面の間、小紙片等紙類の資源化や、分別徹底の P R、生ごみの資源化等、有料化以外のごみ減量化施策の推進を重点的に実施します。

3.2.8.2 国土利用計画

(1) 第2次松本市国土利用計画

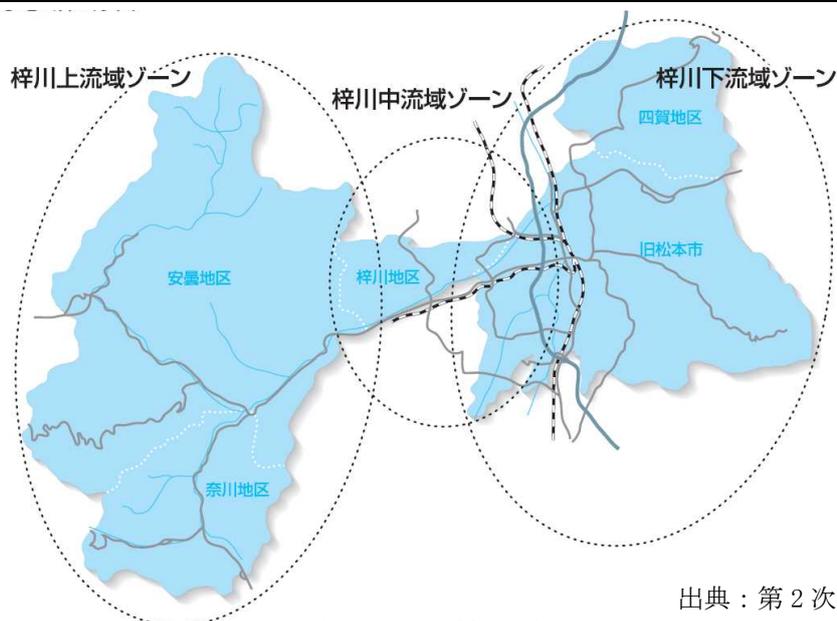
平成19年3月に策定された「第2次松本市国土利用計画」は、市民の理解と協力のもとに、長期的展望に立って、公共の福祉及び防災性の向上を優先し、さらに自然環境の保全を図るとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、「将来のまちの姿」を見据えた生活環境の創造及び土地の均衡ある発展を基本理念としている。計画の策定にあたっては「地域特性を活かした土地利用の視点」、「安全で安心してゆとりをもって暮らせるまちづくりの視点」、「自然環境の保全の視点」、「将来の世代に引き継ぐ土地利用の視点」を視点としている。目標年次は平成28年度である。利用区分ごとの規模の目標と概要を表3.2.8-2(1)、地域区分ごとの土地利用の概要を表3.2.8-2(2)、地域区分図を図3.2.8-1に示す。

表3.2.8-2(1) 第2次松本市国土利用計画における利用区分ごとの規模の目標の概要

利用区分	規模の目標と概要
農用地	需要動向に即応した農産物の供給を果たすため、生産性の高い効率的な農業を展開するとともに、土地利用の高度化を進め、集団化された優良農用地の保全を図る。社会経済情勢の変化に対応し、農地は採草放牧地から10ha、水面・河川・水路へ1ha、道路へ49ha、宅地へ97ha、その他へ103haの合計240haの転換を見込み、平成28年度には6,680ha程度となる。採草放牧地は農地へ10haの転換を見込み、平成28年度には287ha程度となる。平成28年度の農用地面積は、農地、採草放牧地の合計250haの転換を見込み、6,967ha程度となる。
森林	森林の多面的機能及び公益的機能が発揮できるよう、必要な森林の確保及び整備を図り、道路へ5ha、その他へ28haの合計33haの転換を見込み、平成28年には74,308ha程度となる。
原野	原野は開発事業等によりその他へ2haの転換を見込み、平成28年には461ha程度となる。
水面・河川・水路	水の有効利用を図るとともに、水辺を活かした景観の整備を推進し、うるおいある安らぎの場としての水辺空間の形成に努め、農用地から1ha、宅地へ12ha、その他へ2haの合計13haの転換を見込み、平成28年には2,801ha程度となる。
道路	都市間を結ぶ高規格幹線道路、地域間をつなぐ幹線道路や環状道路、生活道路等の道路網の整備を図るため、必要な用地の確保を図る。整備にあたっては、道路の安全性とともに、道路空間の多面的活用に配慮する。また農林道については、生産性の向上、公益的機能、自然環境への保全に配慮する。このため農用地から49ha、森林から5ha、宅地から2ha、その他から8haの合計64haの転換を見込み、平成28年には2,087ha程度となる。
宅地	住宅地は、核家族化の進行、都市化の進展等に対応し、農用地から50ha、水面・河川・水路から8ha、その他から17ha、道路へ1haの合計74haの転換を見込み、平成28年には2,536ha程度となる。工業用地については、優良企業の誘致に努め、立地に必要な用地を計画的に確保し、農用地から14ha、水面・河川・水路から3ha、その他から7ha、道路へ1haの合計42haの転換を見込み、平成28年には3,958ha程度となる。
その他	公益・公共施設用地は市民の基礎となるものであり、環境の保全に配慮し、周辺の土地利用との調整を図り、公園、公共施設等を確保する。農用地から103ha、森林から28ha、原野から2ha、水面・河川・水路から2ha、道路へ8ha、宅地へ30haの合計97haの転換を見込み、平成28年には1,353ha程度となる。
市街地	市街地の拡大が見込まれ、平成17年度と比較して88ha程度増加し、3,157ha程度となる。

表 3.2.8-2(2) 第2次松本市国土利用計画における地域区分ごとの土地利用の概要

地域区分	概要
梓川上流域ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 北アルプスの山岳地帯に位置し、地形は急峻で平地が少なく、耕地は狭小なものが多い地域。集落は梓川沿いや乗鞍高原、奈川の流域に点在している。 森林地帯の約60%が中部山岳国立公園に指定され、上高地一帯は特別保護区となっている。 上高地、白骨温泉、乗鞍高原等は全国有数の観光地として知られ、奈川高原を中心とする区域では、温泉やスキー場、体験農園施設が整備されている。 優れた自然環境・山岳景勝を保全し、道路整備等による森林管理、治山、治水、砂防対策等を進め、農林業の振興及び地域間交流の活性化を図るため、観光・保養休養施設等の充実、地域の資源を活用した保養・レクリエーション・滞在型観光地域、または農林業・観光業体験研修地域として土地利用を進める。
梓川中流域ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 梓川上流から続く山麓地帯及び梓川、奈良井川、鎖川等により扇状地からなる地域。 山沿いには貴重な文化財が点在し、北には地区公園が整備されている。 扇状地帯は優良農地が広がり、南北に長野自動車道が走り、南には信州まつもと空港、国・県道等の幹線道路沿いには集落や工業団地が形成されている。 土地利用規制の比較的緩い郊外では開発が急増し、大型店舗や住宅地の集積が見られる。 山麓地帯では水源のかん養、災害防止、里山の景観保全、歴史的文化財の保護を重点的に行い、保健休養の場としての土地利用を進める。 扇状地帯では、まとまった優良農地を保全し、都市近郊型農業地域として土地利用を進める。既に一定の集積が進んだ工業団地等の周辺地域は優良農地の保全に配慮しながら、近隣都市機能地域としての土地利用を進める。
梓川下流域ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 八ヶ岳中信高原国定公園を含む森林地帯と北部・東山部の中山間地及び多くの河川による扇状地からなる地域。 森林地帯はアルプス公園、美鈴湖、美ヶ原高原等は観光レクリエーション地域として利用され、中山間地は農村集落が散在し、林業や果樹・水稲・野菜等の栽培、旧松本市の中心部は国宝松本城、松本駅を中核に伝統的な街並み、重要文化財旧開智学校等の歴史的・文化的資産が点在し、地域特性を活かしたまちづくりが進められている。 森林、中山間地は総合的な治山、治水、砂防対策を進め、今後も良好な自然環境や景観を確保し、観光レクリエーションの場として活用を進める。 旧松本市中心部は都市景観の保全に配慮しながら、中心市街地の活性化、環境整備施策の展開、空地の有効利用、交通体系を含めた基幹道路の整備等を進める。 南部・西部では、集団化された優良農用地を保全し、都市近郊型農業地域として土地利用を進める。

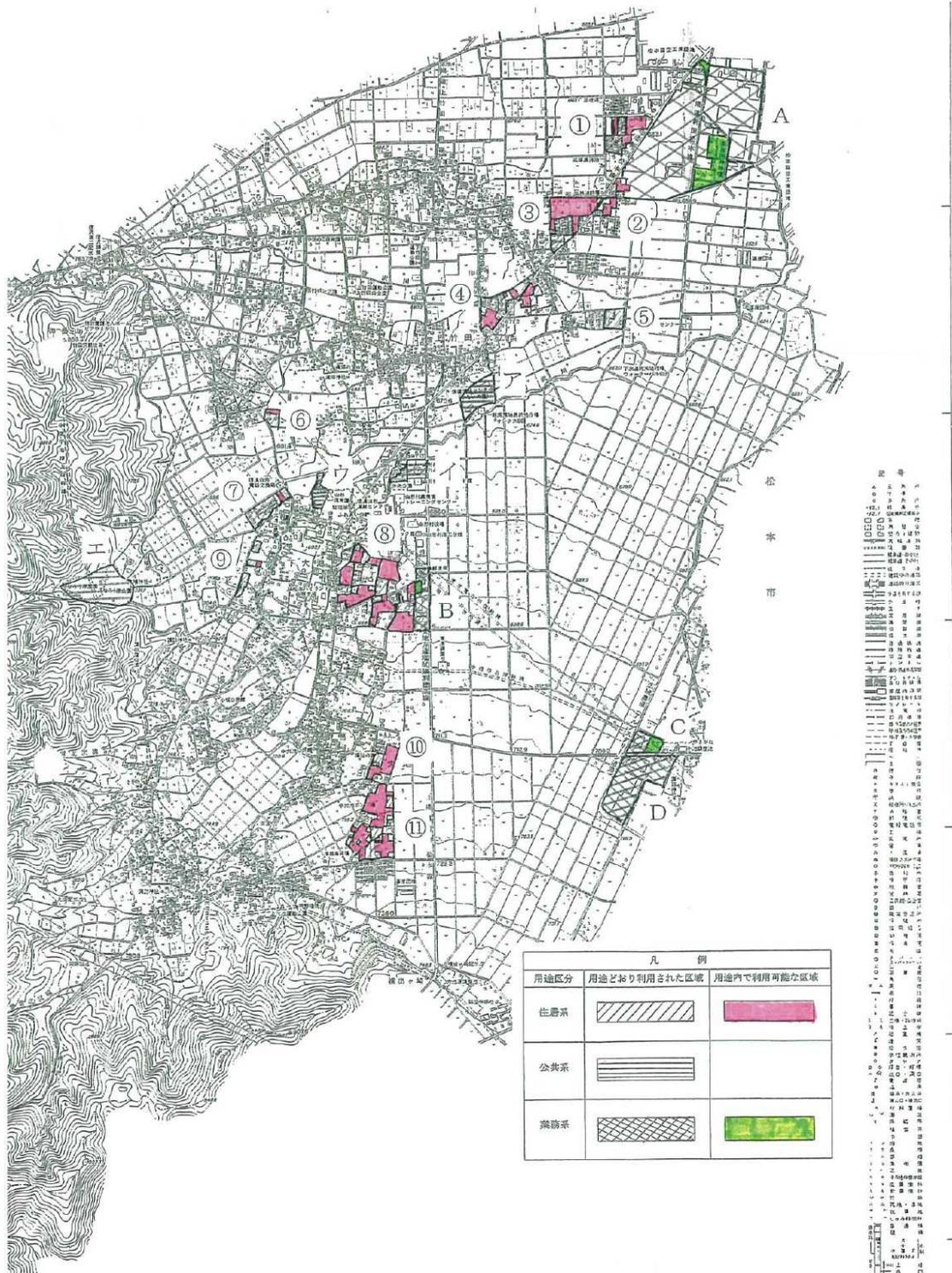


出典：第2次松本市国土利用計画

図 3.2.8-1 地域区分図

(2) 第三次山形村土地利用計画

平成 28 年 3 月に策定された「第三次山形村土地利用計画」は、農用地のスプロール化や用途混在を防ぎ、生活環境と生産環境の調和を進め、村土の均衡ある発展を図ることを目的に策定されている。第 2 次土地利用計画期間(平成 18 年度から平成 27 年度まで)における土地利用状況から、新たに土地利用計画区域を拡大したり、または縮小したりという必要性がないと考えられたため、第 2 次土地利用計画区域の範囲を変更せず、そのまま第 3 次土地利用計画区域としている。土地利用計画図を図 3.2.8-2 に示す。なお、目標年次は平成 37 年度である。



出典：第三次山形村土地利用計画

図 3.2.8-2 第三次山形村利用計画における土地利用計画図

(3) 第三次国土利用計画(朝日村計画)

平成 18 年 4 月に策定された「第三次国土利用計画(朝日村計画)」では、村民の理解と協力のもとに、公共の福祉を優先させ、かけがえのない自然を守るとともに、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保及び村土の均衡ある発展を基本理念として、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的に行うものとしている。なお、目標年次は平成 27 年度である。利用区分ごとの規模の目標と概要を表 3.2.8-3(1)、地域区分ごとの土地利用の概要を表 3.2.8-3(2)に示す。

表 3.2.8-3(1) 第三次国土利用計画(朝日村)における利用区分ごとの規模の目標の概要

利用区分	規模の目標と概要
農用地	村の産業基盤として、農産物の生産供給を果たすための必要な農用地の確保と整備を図るとともに、公益的な機能を維持増進するために、必要な農用地の確保と保全を図る。また、食料の需給動向に即した農産物の生産振興と効率的な利用、生産性の向上、遊休農地の再活用、地力増進等不断の良好な管理に配慮する。 道路、宅地などへの転換等により 14ha 程度減少し、563ha 程度となる。
森林	木材生産等の経済的機能のほか、村土保全、水源涵養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を総合的に発揮しうよう、必要な森林の確保及びその整備を図る。また、持続可能な森林経営の確立を目指すとともに、他の用途に転換する場合は、地域社会の活性化、住民の余暇利用など多様な要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。規模は転換微小により、6,153ha 程度となる。
原野	地域の自然景観を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。規模は転換微小により、21ha 程度となる。
水面・河川・水路	河川氾濫地域における安全性の確保、良質な水を安定的に確保するための水源確保、農業用排水路の整備などに要する用地の確保を図る。水面、河川及び水路の整備にあたっては、自然環境の保全に配慮するとともに、親水性の向上を図り、多面的な機能の維持・向上を図る。 また、村民の生命及び身体を保護するため、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの土砂災害の恐れのある箇所について「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の周知を行い、適正な土地利用を促す。 規模は転換微小により、35ha 程度となる。
道路	一般道路については、村土の有効利用及び良好な生活、生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。さらに、整備にあたっては村内外の地域間の交流・連携を促進し、道路の安全性、快適性の向上及び災害防止、公共・公益的施設等、道路の多面的機能の発揮に配慮するとともに、環境の保全に十分配慮する。 農道及び林道については、農林業の生産性向上及び農林地の適正な管理及び農山村の生活環境の改善を図るため、必要な用地の確保を図る。なお、整備にあたっては自然環境の保全に十分配慮する。 規模は主として整備拡充することにより、1ha 程度増加し、89ha 程度となる。
宅地	住宅地については、新規転入者、転居者及び世帯数の増加、周辺市町村の進展の動向等に対応しつつ、地域特性に配慮した望ましい居住水準及び良好な居住環境を目標として、生活関連施設の整備を計画的に進めるとともに、景観、防災に配慮しながら必要な用地の確保を図る。工業用地については、環境保全等に配慮し、高度技術産業等の工業団地の需要には、工業用地と住宅用地との混在を防止することに配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。その他の宅地については、安全で良好な環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化、サービス化の進展等に対応した事務所、店舗等に必要な用地の確保を図る。宅地のうち住宅地については、主として世帯数の増加等により、5ha 程度増加し、89ha 程度となる。工業用地については優良企業の誘致等により、8ha 程度増加し、27ha 程度となる。その他の宅地については、転換微小により、10ha 程度となる。
その他	文教施設、文化施設、公園緑地、厚生施設、交通施設及び庁舎等の公共施設の用地については、村民の生活上の重要性及びニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。施設整備にあたっては、災害時において防災機能を発揮できるよう考慮する。余暇需要の拡大や自然や歴史・文化とのふれあい志向の高まりを踏まえ、農山村の振興を総合的に勘案して必要な用地の確保を図る。なお、用地確保にあたっては、周辺の土地利用との調整を図りつつ、耕作放棄地など低未利用地の有効利用を図る。規模は転換微小により、76ha 程度となる。

表 3.2.8-3(2) 第三次国土利用計画(朝日村)における地域区分ごとの土地利用の概要

地域区分	概要
A 地域 (古見・小野沢・西洗馬地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地，商工業用地，公共用地のほか，基盤整備された農地が広がり，村の生活，産業を支える地域であり，今後も，基幹産業の基盤である優良な農地を保全しつつ，住宅用地及び工業用地の需要が見込まれる地域。
B 地域 (入三・針尾地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・主として森林地域であり，美しい山村の景観を形成しているほか，小集落とスポーツ・レクリエーション・体験施設ゾーンが存在し，今後も景観の保全に配慮しながら自然との共生を図っていく地域。